別記

解決條件

一、事業主ハ三月末日限任意ノ日ヲ期シ三十日間ハ日給ノ支給スルコト
但シ就業日数ノ都合ヨリ必要ナル場合ハ之ニ依ラズ

二、従業員ニ対シ解雇スルコト　但シ組合ノ人数　北ノ人数　二名

三、右解雇者中ノ組合ノ人数ニ対シ解雇手当金トシテ金五百円（但シ分）給与スルコト
（但シ組合ノ人数ニ対シ解雇手当ノ給与ハ之ノ）

四、争議費用トシテ金三百五十円ヲ給与スルコト

五、未払工賃ハ毎月三十日ニ支払フコト

六、解雇手当金五百円ハ来ル十月二日支給ノ手形ヲ以テ支給スルコト

七、従業員ノ賃金ヲ左ノ如ク改正スルコト
二円七十五銭ヲ　二円三十銭ニ
二円四十五銭ヲ　二円十銭ニ
二円四十銭ヲ　二円ニ
二円未満ハ据置ノ通リ

八、第一項及第七項ハ来ル六月一日ヨリ施行スルコト

九、明廿八日作業ヲ再開スルコト

以上

昭和六年六月廿九日　警視総監　高橋軍雄

内務大臣安達謙蔵殿
社会局長官殿
各庶務課長宛

栃木県警察部

大森機械製作所争議発生ノ件（第一報）

発生	六・一二
解決	六・三〇
仮用労働者	三九
争議参加者	三九
関係労働組合	総評

要旨
一、従業者ハ不況ノ為メ工場ヲ閉鎖シ仮用職工全部ヲ解雇セリ
二、職工側ハ工場内ニ籠城スルト共ニ解雇撤回其他ノ要求ヲ提出シタルモ時々労働取引会ヲ開スルノ外妥協ヲ為シントアリテ争議長分ナシ

標記争議発生後ノ状況左ノ通リ

註